

## 高裁判決に対する抗議声明

1 本日、東京高等裁判所第24民事部（三輪和雄裁判長 異動により高野伸裁判長が代読）は、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。

2 本件判決は、①判断枠組みとして、地方は国の判断に拘束される立場に立つとして、国の判断に重大かつ明白な違法ないし瑕疵がない限り、違法と認めることはできない、②八ッ場ダムの利水については、ダム使用权の設定申請を取り下げるかどうかは県知事の裁量に委ねられており、その判断について裁量の逸脱、濫用があるとはいえない、③治水については、八ッ場ダムの建設によって埼玉県が治水上、河川法63条にいう『著しく利益を受ける』ことを否定することはできない、④貯水池周辺のダムサイト及び地滑り等の危険性については、ダムそれ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、ダム建設に関する基本計画が無効であるという場合でなければ違法にならないという原判決と基本的には同じ判断枠組みに立ち、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにせず、⑤環境問題に関しては控訴人らの主張をほとんど無視し、本件支出命令が違法であるとは言えないとして請求を棄却した。

3 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとししないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。

4 本日の判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いする。

2014年10月7日

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 控訴人団  
八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 弁護団